

## 25 - 12 その他福祉事業

『合併協定項目(案)』

### 1 現行のまま新市に引き継ぐもの

- (1) 福祉センター
- (2) 平和記念事業

### 2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの

- (1) 母子(寡婦)福祉資金
- (2) 赤十字事業

献血事業は現行を引き継ぎ、社資募集、災害救護物資支給等その他の赤十字事業は釧路市地区の制度に統合。

- (3) 暖房費助成

現行を引き継ぐが、合併後1年程度で対象者及び支給内容(現金支給額・現物支給量)を調整。

### 3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

- (1) 災害遺児手当・卒業祝金
- (2) 生活保護行政に係る組織

広域化に伴うケースワーカーの配置を調整。

- (3) 災害援護
- (4) 福祉金庫

- (5) ウタリ資金貸付事業

### 4 釧路市・白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの

- (1) 母子家庭等医療助成

合併後3年程度で音別町の現行制度を段階的に調整。

### 5 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの

- (1) 社会福祉協議会への委託業務

現行の委託を継続し、合併後1年程度で業務内容を協議調整。

『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	

1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 福祉センター	17 - 01 - 02 - 01	
	(2) 釧路市の母子生活支援施設	17 - 06 - 01 - 01	
	(3) 生活館等の管理運営	17 - 09 - 01 - 01	施設は現行を引き継ぎ、合併後1年程度で使用料を調整
	(4) 平和記念事業	17 - 10 - 01 - 01	釧路戦没者追悼式は現行を引き継ぎ、町単位の追悼式等も実施する方向で調整
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 母子(寡婦)福祉資金	17 - 06 - 02 - 02 【先行調整項目】	
	(2) 児童扶養手当	17 - 06 - 03 - 01	
	(3) DV(家庭内暴力)対策	17 - 07 - 01 - 01	
	(4) 行旅死病人援護	17 - 10 - 01 - 03	
	(5) 赤十字事業	17 - 10 - 01 - 05 【先行調整項目】	献血事業は現行を引き継ぎ、社資募集、災害救護物資支給等その他の赤十字事業は釧路市地区の制度に統合
	(6) 遺族会補助	17 - 10 - 01 - 07	各組織への支援を引き継ぐが、合併後1年程度で新市としての基準を定める
	(7) 暖房費助成	17 - 10 - 01 - 09	現行を引き継ぐが、合併後1年程度で対象者及び支給内容(現金支給額・現物支給量)を調整
	(8) 地域福祉計画	17 - 10 - 02 - 01	合併後1年程度で広域化に対応した計画に再編
	(9) 人権擁護委員	17 - 11 - 01 - 01	委員の任期及び委員会への補助金を調整
3 釧路市の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 民生委員・児童委員活動補助	17 - 02 - 01 - 01	
	(2) 母子寡婦福祉連合会等補助	17 - 06 - 02 - 03	
	(3) 災害遺児手当・卒業祝金	17 - 06 - 03 - 02	
	(4) 生活保護行政に係る組織	17 - 08 - 03 - 01	広域化に伴うケースワーカーの配置を調整
	(5) ウタリ資金貸付事業	17 - 09 - 01 - 02 【先行調整項目】	
	(6) 生活館運営協議会の設置 (「審議会・協議会の設置状況」)	17 - 09 - 01 - 03	
	(7) 災害援護	17 - 10 - 01 - 02	
	(8) 行旅困窮者援護	17 - 10 - 01 - 04	
	(9) 福祉ボランティア育成	17 - 10 - 01 - 08	
	(10) 福祉金庫	17 - 10 - 01 - 10	
	(11) 福祉統計・福祉広報	17 - 10 - 01 - 11	
4 釧路市・白糠町の現行に基づき統合し、新市全体に適用するもの	(1) 母子家庭等医療助成	17 - 06 - 03 - 03	合併後3年程度で音別町の現行制度を段階的に調整
5 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの	(1) 阿寒町の母子世帯等児童の学校給食費助成(「その他の母(父)子福祉」)	17 - 06 - 02 - 04	合併後1年程度で新市としての実施事業を調整

(2) 社会福祉協議会への委託業務	17 - 11 - 02 - 02	現行の委託を継続し、合併後1年程度で業務内容を協議調整
-------------------	-------------------	-----------------------------

先行調整項目の[17-11-02-01]「社会福祉協議会」は、協定項目[18]「公共的団体等の取扱い」に分類されているもの。